

いて活用されるよう地方公共団体等に配布した。

さらに、離婚届の提出時等における養育費の取決めの促進策として、平成17(2005)年8月には、離婚するときなどを捉えて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決書の作成を促すことを目的に「養育費に関するリーフレット」を作成し、市町村に配布した。

3 母子福祉資金貸付金の貸付け

母子福祉資金貸付金の1つである生活資金では、養育費の確保に係る裁判に要する費用について、123万6千円を限度として生活資金を一括して借りることができ、母子家庭の児童の養育費の確保の促進を図っている。

4 養育費相談支援センター事業の創設

母子家庭等の養育費の取得率の向上等を図るため、平成19(2007)年度に、養育費に関する情報提供、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けた困難事例への支援や、養育費相談に応じる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設した。(図表4-3-1)

図表4-3-1 養育費相談支援センターの設置について

